

# 屋外広告物の手引き

令和4(2022)年(上三川町版)

## 目 次

	頁
1 屋外広告物	1
2 屋外広告物の出せるところ、出せないところ	1
3 禁止地域	2
4 禁止物件・禁止広告物	3
5 自家用広告物・案内誘導看板	4
6 許可地域	5
7 許可基準の概要	6
8 広告物の解釈	12
9 手数料の金額	13

## 1 屋外広告物

屋外広告物とは、次の①から④のすべての要件を満たすものをいいます（法第2条第1項）。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの。
- ② 屋外で表示されるもの。
- ③ 公衆に表示されるもの。
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの。

上記①～④のすべての要件を満たしていれば、表示内容の営利性や公共性を問わず、屋外広告物となり、法及び条例に基づく規制を受けます。

（屋外広告物の例）

広告板、広告塔、壁面広告物、壁面突出広告物、はり紙、はり札、立看板、置看板のぼり旗、広告幕、アーチ、アーケード添加広告物、電柱・街灯柱等を利用する広告物、車両に表示される広告物、アドバルーン、サインポール

（屋外広告物に該当しないものの例）

- 駅構内、球技場内等で、その構内に入る特定の者のみを対象とするもの
- 電話ボックスの内側に表示されるもの
- 街頭演説で配られるチラシ等一時的で、かつ、設置者の直接的な管理下にあるもの
- 単に光を発するもの（照明、サーチライト、文字のない単一色の板への照射）
- 音響広告

## 2 屋外広告物の出せるところ、出せないところ

条例では、屋外広告物（以下「広告物」といいます。）を出すこと〔広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件（掲出物件）を設置すること〕を禁止する地域や場所を禁止地域として定める（条例第3条）とともに、信号機などの交通安全施設や街路樹等を広告物を出せない禁止物件として定めています（条例第4条）。

また、※知事（町長）の許可を受けることによって広告物を出せる地域や場所を許可地域として定めています（条例第5条）。 ※許可権限は町に権限移譲されています。

宇都宮市、日光市、那須塩原市及び那須町の区域は、各市町屋外広告条例が適用されます。それぞれの条例では、屋外広告物の設置基準等が異なります。

☆禁止地域、禁止物件及び許可地域の概要については次頁以降を参照してください。

### 3 禁止地域

禁止地域の具体的な例は、下表（左欄）のとおりですが、禁止地域となっていないもすべての広告物が禁止されているのではなく、下表（右欄）のように一定の要件を満たす場合においては、広告物を出せる場合があります。これを**適用除外**といますが、適用除外となる場合でも、許可を受けたり、届出をしなければ出せないものがあります。また、禁止地域に出すことができる広告物であっても、その規格や意匠について規則で定める基準（規則別表第1、第2、第3）に適合している必要があります。

禁止地域の具体的な例 (○数字は条例第3条の号数を示す)	適用除外	
	許可を受け、又は届出をして出せる広告物	許可又は届出のいらない広告物
①第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、伝統的建造物保存地区（これらのうち、知事が指定する地域に限る。）  ②③指定文化財等 ④保安林（知事が指定する地域に限る） ⑤⑥国立公園、県立自然公園 ⑦⑧自然環境保全地域等 ⑨保存樹林 ⑩指定道路又は指定鉄道 ⑪指定道路又は指定鉄道の路端から両側500m以内の地域（都市計画用途地域、30戸以上の家屋連続地域及び鉄道の駐車場の区域を除く。）  ⑫都市公園 ⑬河川・湖沼・溪谷等（知事が指定する地域に限る。） ⑭指定公共用広場又は指定駐車場 ⑮官公署、学校、図書館等 ⑯古墳、墓地等（知事が指定する地域に限る。）  ⑰社寺、教会及び火葬場の建造物並びにその境域で、知事が指定する区域	（許可を要するもの）  ○表示面積の合計が10㎡超30㎡以下の自家用広告物で規則で定める基準に適合するもの  ○自己の営業所当の所在を表示するため、自己の営業所等以外の場所に表示又は設置する広告物（案内誘導看板） ○道標、案内図板等の広告物、公衆の利便に供するもの  ○良好な景観の形成または風致の維持のため、知事が指定する場所または施設を利用して別に知事が定める規格に従い表示される広告物（鉄道車両、路線バスおよび観光バス）	○法令の規定により表示又は設置する広告物 ○国又は地方公共団体が公共的目的で表示又は設置する広告物で規則で定める基準に適合するもの ○公職選挙法による選挙運動のためのポスター、立札等  ○国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示又は設置する広告物(規則基準に適合するものを除く。)で、当該広告物が表示又は設置される市町村の景観の形成に関する計画、方針等に適合するもの  ○地方の年中行事のため表示又は設置する広告物 ○表示面積の合計が10㎡以下の自家用広告物で規則で定める基準に適合するもの。
	（届出を要するもの）  ○政治団体、労働組合等が営利を目的としない会合等を周知するため、30日に限り表示又は設置する広告物で※知事(町長)に届け出たもの  ○公共的団体が公共的目的で表示又は設置する広告物で規則で定める基準に適合し、かつ、※知事(町長)に届け出たもの  ○公共的団体が観光又は地域の振興を目的とする一定期間の催物等において表示又は設置する広告物で、当該広告物が表示又は設置される市町村の景観の形成に関する計画、方針等に適合し、かつ、※知事(町長)に届け出たもの  ○国、地方公共団体及び公共的団体以外の者が観光又は地域の振興を目的とする一定期間の催物等(国又は地方公共団体が開催等を支援するものに限り)において表示又は設置する広告物で、当該広告物が表示又は設置される市町村の景観の形成に関する計画、方針等(車両広告物にあっては、県の景観の形成に関する計画、方針等)に適合し、かつ、※知事(町長)に届け出たもの	○自己の管理する土地物件に管理上の必要に基づき表示又は設置する広告物(基準:①表示面積0.5㎡以内、②特殊装置なし、③高さ1.5m以下)  ○工事現場の仮囲い等(基準:周囲の景観に調和するもの) ○冠婚葬祭や祭礼等のためのもの ○講演会、展覧会等のため、会場内に表示又は設置する広告物  ○人、動物に表示される広告物(基準:表示面積0.5㎡以内)  ○車両に表示される広告物(基準:左右側面部の表示面積はそれぞれ1㎡以内、後部の表示面積は0.5㎡以内。ただし、自己の所有者量に自己の名称等を表示する場合および広告車に表示する場合等を除く。) ○船舶に表示される広告物(基準:1件につき縦0.5m以下、横1m以下で3件以内。ただし、自己の所有船舶に自己の名称等を表示する場合を除く。)  ○他の都道府県等の条例による許可を受けた自動車に表示される広告物 ○公益施設等に寄贈者名簿等を表示する場合(基準:表示面積0.5㎡以内で2面以内)

※町に権限移譲されている

## 4 禁止物件・禁止広告物

### (1) 禁止物件

禁止物件の具体的な例は、下表（左欄）のとおりですが、禁止地域同様、下表（右欄）のとおり適用除外となる場合があります。

禁止物件の具体的な例 (○数字は条例第4条第1項の号数を示す)	適用除外	
	許可を受け、又は届出をして出せる広告物	許可又は届出のいない広告物
①橋りょう、トンネル、高架構造物、交通分離帯 ②石垣、よう壁等（知事が指定するものに限る。） ③街路樹、路傍樹、並木等 ④信号機、道路標識、歩道柵、駒止め等 ⑤電柱、街灯柱等（知事が指定するものに限る。） ⑥消化栓、火災報知機等 ⑦郵便ポスト、電話ボックス等 ⑧送電塔、送受信塔、照明塔 ⑨煙突、ガスタンク等 ⑩彫像、神仏像、記念碑等 ⑪景観重要建造物、景観重要樹木  ※（条例第4条第2項）道路の路面	（許可を要するもの） 該当なし  （届出を要するもの） ○政治団体、労働組合等が営利を目的としない会合等を周知するため、30日に限り表示又は設置する広告物で※知事（町長）に届け出たもの  ○公共的団体が公共的目的で表示又は設置する広告物で規則で定める基準に適合し、かつ、※知事（町長）に届け出たもの  ○公共的団体が観光又は地域の振興を目的とする一定期間の催物等において表示又は設置する広告物で、当該広告物が表示又は設置される市町村の景観の形成に関する計画、方針等に適合し、かつ、※知事（町長）に届け出たもの  ○国、地方公共団体及び公共的団体以外の者が観光又は地域の振興を目的とする一定期間の催物等（国又は地方公共団体が開催等を支援するものに限る）において表示又は設置する広告物で、当該広告物が表示又は設置される市町村の景観の形成に関する計画、方針等（車両広告物にあっては、県の景観の形成に関する計画、方針等）に適合し、かつ、※知事（町長）に届け出たもの	○法令の規定により表示又は設置する広告物  ○国又は地方公共団体が公共的目的で表示又は設置する広告物で規則で定める基準に適合するもの  ○公職選挙法による選挙運動のためのポスター、立札等  ○国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示又は設置する広告物（規則基準に適合するものを除く。）で、当該広告物が表示又は設置される市町村の景観の形成に関する計画、方針等に適合するもの  ○地方の年中行事のため表示又は設置する広告物  ○左欄②⑧⑨⑪の場合、その所有者が自己の営業内容を表示又は設置する広告物で規則で定める基準に適合するもの（基準：表示面積10㎡以内で2面以内）  ○その所有者等が管理上の必要に基づき表示又は設置する広告物

※町に権限移譲されている

### (2) 禁止広告物

次に掲げる広告物は禁止広告物として定められており、出すことが禁止されています（条例第12条）。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したものの</li> <li>②著しく破損し、又は老朽したものの</li> <li>③倒壊又は落下のおそれのあるもの</li> <li>④道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの</li> </ul> |
|---|

## 5 自家用広告物・案内誘導看板

自家用広告物とは、自己の氏名、名称、店名、商標、自己の事業又は営業内容を表示するため、**自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する広告物のことをいいます。**

下表（左側）は、自家用広告物の合計面積に応じた許可基準・適用除外の基準を示しています。

また、**案内誘導看板**とは、自己の営業所等の所在を表示するため、自己の営業所等以外の場  
所に表示又は設置する広告物のことをいいます。

禁止地域においては、国等が公共的目的で表示又は設置する広告物を除き、野立広告物を認  
めていませんが、基準に適合する案内誘導看板については、許可を受ければ表示又は設置するこ  
とができます。

案内誘導看板の許可基準は、下表（右側）のとおりですが、この基準は禁止地域においてのみ  
適用されます（許可地域においては、許可地域ごとの野立広告物の基準が適用されます。）

区分 地域	自家用広告物の合計面積 〔特定商品名に係る広告物の面積が合計面積の1/2以内である場合に限る。〕			案内誘導看板の許可基準
	10㎡以内	10㎡を超え、 30㎡以内	30㎡超	
禁 止 地 域	許可はいりません。  ただし、広告物の規格等について規則別表第1、第2の基準に適合させる必要があります。	許可を受ければ広告物を表示又は設置できます。 (注) 10㎡以内の広告物も併せて、全ての広告物について許可を受ける必要があります。  また、広告物の規格等について規則別表第1の基準に適合させる必要があります。	許可できません。	①事業遂行上必要であること ②高さ2m以下（共架の場合3m以下） ③1件につき縦0.5m以下、横1m以下 ④平面で、表裏各一面以内 ⑤自己の営業所等から3km以内で、道路交差点から5m以上500m以内 ⑥材料は、青銅、木又は擬木 ⑦色彩は、青銅製のものは着色しないもの、その他のものはこげ茶色で、文字は白色又は黒色。ただし、一面につき、表示面の1/5以内の一の図柄を表示できる。 ⑧件数は、一者につき3件以内 ⑨共架の場合、縦に5件以内 ⑩特殊装置の場合、間接照明の方法により、光源は白色系であり、光源の点滅を伴わないもの
許 可 地 域	許可はいりません。  ただし、広告物の規格等について規則別表第1の基準に適合させる必要があります。	許可を受けて表示又は設置することができます（許可地域ごとの広告物の基準（規則別表第1）が適用されます）。  許可が不要とされている10㎡以内の広告物（左欄）も含めて、許可を受ける必要があります。		

注：禁止地域のうち、国立公園、県立自然公園及び街道景観形成地区の区域には適用されません。（町内に該当なし）

## 6 許可地域

許可地域は禁止地域以外の県内のほぼ全ての地域が指定されています。

許可地域においては、下表（右欄）の適用除外に該当する場合を除き、原則として許可を受けなければ広告物の表示又は設置をすることはできません。

本県においては、許可地域をさらに5地域に細分化し、各地域の特性に合わせた許可基準を適用しています（許可地域における許可基準の概要については次項参照）。

許可地域の区分 (○数字は規則別表第1備考の項数を示す)	適用除外	
	届出をして出せる広告物	許可又は届出のいない広告物
<p>①自然保全型地域</p> <p>②自然保全型沿線地域 (禁止地域の指定道路又は指定鉄道の路端から両側500m以内の地域にあるもののうち、30戸以上の家屋連続地域及び鉄道の停車場の区域にあるものを含む。)</p> <p>③田園調和型地域</p> <p>④田園調和型沿線地域</p> <p>⑤市街地形成型地域</p> <p>(①・②は町内に該当なし)</p>	<p>○政治団体、労働組合等が営利を目的としない会合等を周知するため、30日に限り表示又は設置する広告物で※知事(町長)に届け出たもの</p> <p>○公共的団体が公共的目的で表示又は設置する広告物で規則で定める基準に適合し、かつ、※知事(町長)に届け出たもの</p> <p>○公共的団体が観光又は地域の振興を目的とする一定期間の催物等において表示又は設置する広告物で、当該広告物が表示又は設置される市町村の景観の形成に関する計画、方針等に適合し、かつ、※知事(町長)に届け出たもの</p> <p>○国、地方公共団体及び公共的団体以外の者が観光又は地域の振興を目的とする一定期間の催物等(国又は地方公共団体が開催等を支援するものに限り)において表示又は設置する広告物で、当該広告物が表示又は設置される市町村の景観の形成に関する計画、方針等(車両広告物にあっては、県の景観の形成に関する計画、方針等)に適合し、かつ、※知事(町長)に届け出たもの</p>	<p>○法令の規定により表示又は設置する広告物</p> <p>○国又は地方公共団体が公共的目的で表示又は設置する広告物で規則で定める基準に適合するもの</p> <p>○公職選挙法による選挙運動のためのポスター、立札等</p> <p>○地方の年中行事のため表示又は設置する広告物</p> <p>○国又は地方公共団体が公共的目的で表示又は設置する広告物(規則基準に適合するものを除く。)で、当該広告物が表示又は設置される市町村の景観の形成に関する計画、方針等に適合するもの</p> <p>○表示面積の合計が10㎡以下の自家用広告物で規則で定める基準に適合するもの</p> <p>○自己の管理する土地物件に管理上の必要に基づき表示又は設置する広告物 (基準:①表示面積0.5㎡以内、 ②特殊装置なし、③高さ1.5m以下)</p> <p>○工事現場の仮囲い等 (基準:周囲の景観に調和するもの)</p> <p>○冠婚葬祭や祭礼等のためのもの</p> <p>○講演会、展覧会等のため、会場内に表示又は設置する広告物</p> <p>○人、動物に表示される広告物(基準:表示面積0.5㎡以内)</p> <p>○車両に表示される広告物(基準:左右側面部の表示面積はそれぞれ1㎡以内、後部の表示面積は0.5㎡以内。ただし、自己の所有車両に自己の名称等を表示する場合及び広告車に表示する場合を除く。)</p> <p>○船舶に表示される広告物(基準:1件につき縦0.5m以下、横1m以下で3件以内。ただし、自己の所有船舶に自己の名称等を表示する場合等を除く。)</p> <p>○自動車の使用の本拠の位置に適用される屋外広告物条例の規定に基づいて自動車に表示される広告物</p> <p>○公益施設等に寄贈者名簿等を表示する場合 (基準:表示面積0.5㎡以内で2面以内)</p>

※町に権限移譲されている

## 7 許可基準の概要

町内は3区分(①~③)の許可地域ごと(禁止地域内で許可を受けて広告物を表示又は設置する場合には禁止地域別に適用される許可基準が異なりますので、広告物を表示又は設置する場所がどの地域にあるかを確認し、基準を当てはめてください。なお、許可地域ごとの許可基準については次のとおりです。(広告物の解釈については8項を参照)

①田園調和型地域・・・平地景観ゾーン
②田園調和型沿線地域・・・平地景観ゾーン内の沿道・沿線
③市街地形成型地域・・・都市計画用途地域

### (1) 広告板・広告塔 《野立広告物》 (野立広告板)

	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・ 6m以下 ・ 道路からの後退距離以下	・ 6m以下 ・ 道路からの後退距離以下	・ 6m以下
面積	・ 10㎡以内/面 表裏各1面/件 (20㎡以内/基)	・ 20㎡以内/面 表裏各1面/件 (40㎡以内/基)	・ 20㎡以内/面 表裏各1面/件 (40㎡以内/基)
後退距離・ 間隔	・ 道路から1m以上 ・ 広告物の高さ以上 ・ 広告物相互間30m以上	・ 道路から1m以上 ・ 広告物の高さ以上 ・ 広告物相互間30m以上	・ 道路からの後退距離なし ・ 道路への突出不可
色 彩	/		
基数・ 共架数	・ 共架：縦に5件/基 但し、合計面積は上記面積 の範囲内	・ 共架：縦に5件/基 但し、合計面積は上記面積 の範囲内	・ 1基/前面道路 ・ 共架：縦に5件/基 但し、合計面積は40㎡以 内
照明	・ 白色系、点滅不可		

注：前面道路・・・事業所等の敷地が接する公道

### (野立広告塔)

	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・ 6m以下 ・ 道路からの後退距離以下	・ 9m以下 ・ 道路からの後退距離以下	・ 9m以下
面積	・ 10㎡以内/面 ・ 40㎡以内/基	・ 20㎡以内/面 ・ 80㎡以内/基	・ 20㎡以内/面 ・ 80㎡以内/基
形状・ 幅	・ 1面幅：2m以内 ・ 最大投影幅：2.5m以内	・ 1面幅：2.5m以内 ・ 最大投影幅：3.5m以内	・ 1面幅：2.5m以内 ・ 最大投影幅：3.5m以内
後退距離・ 間隔	・ 道路から1m以上 ・ 広告物の高さ以上 ・ 広告物相互間30m以上	・ 道路から1m以上 ・ 広告物の高さ以上 ・ 広告物相互間30m以上	・ 道路からの後退距離なし ・ 道路への突出不可
色 彩	/		
基数	・ 1基/前面道路		
照明	・ 白色系、点滅不可		

《敷地内広告物》

(敷地内広告板)

	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・ 6m以下	・ 9m以下	・ 12m以下
面積	・ 10㎡以内/面 表裏各1面/件 (20㎡以内/基)	・ 20㎡以内/面 表裏各1面/件 (40㎡以内/基)	・ 20㎡以内/面 表裏各1面/件 (40㎡以内/基)
後退距離・間隔	・ 道路から1m以上	・ 道路から1m以上	・ 道路からの後退距離なし ・ 道路上への突出の場合 出幅：境界から1m以内 下端：車道上4.5m以上、 歩道上2.5m以上
基数	・ 1基/敷地+1基/車両出入口	・ 1基/前面道路 ・ 1基/敷地+1基/車両出入口	・ 2基/敷地 ・ 1基/前面道路 ・ 1基/敷地+1基/車両出入口
照明			

(敷地内広告塔)

	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・ 6m以下	・ 9m以下	・ 12m以下
面積	・ 10㎡以内/面 ・ 40㎡以内/基	・ 20㎡以内/面 ・ 80㎡以内/基	・ 20㎡以内/面 ・ 80㎡以内/基
形状・幅	・ 1面幅：2m以内 ・ 最大投影幅：2.5m以内	・ 1面幅：2.5m以内 ・ 最大投影幅：3.5m以内	・ 1面幅：2.5m以内 ・ 最大投影幅：3.5m以内
後退距離	・ 敷地境界から1m以上	・ 敷地境界から1m以上	・ 後退距離なし ・ 道路への突出不可
基数	・ 1基/敷地	・ 1基/敷地	・ 1基/敷地
照明			

《屋上広告物》

(屋上広告板)

	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・ 3m以下	・ 3m以下又は建築物の高さの3分の1以下、最高6m	・ 3m以下又は建築物の高さの3分の1以下、最高6m
面積	・ 15㎡以内/面 表裏各1面/件 ・ 30㎡以内/基	・ 60㎡以内/面 表裏各1面/件 ・ 120㎡以内/基	・ 60㎡以内/面 表裏各1面/件 ・ 120㎡以内/基
位置	・ 建築物からはみ出し不可	・ 建築物からはみ出し不可	・ 建築物からはみ出し不可
基数	・ 1基/1壁面 但し、屋上広告塔との併設は不可	・ 1基/1壁面 但し、屋上広告塔との併設は不可	・ 1基/1壁面 但し、屋上広告塔との併設は不可
照明	・ 点滅不可		

(屋上広告塔)

	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・ 3m以下	・ 3m以下又は建築物の高さの3分の1以下かつ6m以下	・ 3m以下又は建築物の高さの3分の1以下かつ6m以下
面積	・ 15㎡以内/面 ・ 60㎡以内/基	・ 60㎡以内/面 ・ 240㎡以内/基	・ 60㎡以内/面 ・ 240㎡以内/基
形状・幅	・ 1面幅：5m以内 ・ 最大投影幅：7m以内	・ 1面幅：10m以内 ・ 最大投影幅：14m以内	・ 1面幅：10m以内 ・ 最大投影幅：14m以内
位置	・ 建築物からはみ出し不可	・ 建築物からはみ出し不可	・ 建築物からはみ出し不可
基数	・ 1基/1壁面 但し、屋上広告板との併設は不可	・ 1基/1壁面 但し、屋上広告板との併設は不可	・ 1基/1壁面 但し、屋上広告板との併設は不可
照明	・ 点滅不可		

(2) 壁面広告物・壁面突出広告物  
(壁面広告板)

	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2階窓下以下</li> <li>・ 6m以下</li> <li>・ ワホ° イト：高さ制限なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3階窓下以下</li> <li>・ 9m以下</li> <li>・ ワホ° イト：高さ制限なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3階窓下以下</li> <li>・ 9m以下</li> <li>・ ワホ° イト：高さ制限なし</li> </ul> ※商工業地域等にあつては高さ制限なし
面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有効壁面数×10㎡以内/建築物</li> <li>但し、10㎡以内/1建築壁面</li> <li>・ ワホ° イト：1㎡以内/建築物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有効壁面数×20㎡以内/建築物</li> <li>但し、20㎡以内/1建築壁面</li> <li>・ ワホ° イト：3㎡以内/建築物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有効壁面数×20㎡以内/建築物</li> <li>但し、20㎡以内/1建築壁面</li> <li>・ 商工業地域等における広告物にあつては有効壁面の面積の1/10の面積(当該1/10の面積が20㎡×有効壁面数の面積未満のときは、20㎡×有効壁面数の面積)以内/建築物</li> <li>但し、1建築壁面の面積の1/10の面積(当該1/10の面積が20㎡未満のときは、20㎡)以内/1建築壁面</li> <li>・ ワホ° イト：3㎡以内/建築物</li> </ul>
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開口部への掲出不可</li> <li>・ 建築物からはみ出し不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開口部への掲出不可</li> <li>・ 建築物からはみ出し不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開口部への掲出不可</li> <li>・ 建築物からはみ出し不可</li> </ul>
基数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワホ° イト：1基/1建築壁面</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワホ° イト：1基/1建築壁面</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワホ° イト：1基/1建築壁面</li> </ul>
照明			

注1：有効壁面・・・前面道路に面する壁面

注2：商工業地域等とは、都市計画法上の用途地域のうち、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

(壁面突出広告物)

	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上端：6m以下かつ軒高以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上端：9m以下かつ軒高以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上端：1.2m以下かつ軒高以下</li> <li>・ 下端：車道上4.5m以上、歩道上2.5m以上</li> </ul>
面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5㎡以内/面</li> <li>・ 10㎡以内/基</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10㎡以内/面</li> <li>・ 20㎡以内/基</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10㎡以内/面</li> <li>・ 20㎡以内/基</li> </ul>
出幅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築壁面から1.5m以内</li> <li>・ 道路への突出不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築壁面から1.5m以内</li> <li>・ 道路への突出不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築壁面から1.5m以内</li> <li>・ 敷地境界から1m以内</li> </ul>
基数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1基/有効壁面</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1基/有効壁面</li> <li>但し、20㎡以内で、1列に表示等する場合基数制限なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1基/有効壁面</li> <li>但し、20㎡以内で、1列又は2列に表示等する場合基数制限なし</li> </ul>

(3) はり紙・はり札・立看板  
(はり紙)

	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1㎡以内/面</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1㎡以内/面</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1㎡以内/面</li> </ul>
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1月以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1月以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1月以内</li> </ul>
表示方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一面に連続して表示しない</li> <li>・ 直接のり付けしない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一面に連続して表示しない</li> <li>・ 直接のり付けしない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一面に連続して表示しない</li> <li>・ 直接のり付けしない</li> </ul>

## (はり札)

	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
面積	・ 0. 2㎡以内/面	・ 0. 2㎡以内/面	・ 0. 2㎡以内/面
期間	・ 1月以内	・ 1月以内	・ 1月以内
表示方法	・ 同一物件に連続して表示しない	・ 同一物件に連続して表示しない	・ 同一物件に連続して表示しない

## (立看板)

	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
面積	・ 1㎡以内/基	・ 1㎡以内/基	・ 1㎡以内/基
期間	・ 1月以内	・ 1月以内	・ 1月以内
設置方法	・ 建築物等に確実に取り付ける ・ 同一物件に連続して表示しない	・ 建築物等に確実に取り付ける ・ 同一物件に連続して表示しない	・ 建築物等に確実に取り付ける ・ 同一物件に連続して表示しない

## (4) 置看板・のぼり旗

## (置看板)

	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・ 3m以下	・ 3m以下	・ 3m以下
面積	・ 1. 5㎡以内/面 ・ 6㎡以内/基	・ 1. 5㎡以内/面 ・ 6㎡以内/基	・ 1. 5㎡以内/面 ・ 6㎡以内/基
位置	・ 道路への突出不可	・ 道路への突出不可	・ 道路への突出不可
基数	・ 2基/敷地	・ 2基/前面道路	・ 2基/前面道路
照明			

## (のぼり旗)

	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・ 3m以下	・ 3m以下	・ 3m以下
面積	・ 1. 5㎡以内/面 表裏各1面/本	・ 1. 5㎡以内/面 表裏各1面/本	・ 1. 5㎡以内/面 表裏各1面/本
期間	・ 自己の事業所等に設置するものに限り3月以内、更新可 ・ 上記以外の場合、1月以内かつ更新不可	・ 自己の事業所等に設置するものに限り3月以内、更新可 ・ 上記以外の場合、1月以内かつ更新不可	・ 自己の事業所等に設置するものに限り3月以内、更新可 ・ 上記以外の場合、1月以内かつ更新不可
間隔・位置	・ 道路への突出不可 ・ 広告物相互間6m以上 但し、出入り口1対(2本)のみ距離制限なし	・ 道路への突出不可 ・ 広告物相互間6m以上 但し、出入り口1対(2本)のみ距離制限なし	・ 道路への突出不可 ・ 広告物相互間6m以上 但し、出入り口1対(2本)のみ距離制限なし
基数			

## (5) 広告幕(懸垂幕・横断幕)・アーチ・アーケード添加広告物

## (懸垂幕)

	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
長さ	・ 15m以下	・ 15m以下	・ 15m以下
幅	・ 1. 4m以下	・ 1. 4m以下	・ 1. 4m以下

## (横断幕)

	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・ 下端：歩道上3. 5m以上、歩道以外5m以上	・ 下端：歩道上3. 5m以上、歩道以外5m以上	・ 下端：歩道上3. 5m以上、歩道以外5m以上
設置場所	・ 道路を横断する場合、交通幹線道路以外の盛り場等 ・ 上記以外の場合、公益上必要なもの	・ 道路を横断する場合、交通幹線道路以外の盛り場等 ・ 上記以外の場合、公益上必要なもの	・ 道路を横断する場合、交通幹線道路以外の盛り場等 ・ 上記以外の場合、公益上必要なもの

## (アーチ)

	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・ 下端：歩道上3.5m以上、歩道以外5m以上	・ 下端：歩道上3.5m以上、歩道以外5m以上	・ 下端：歩道上3.5m以上、歩道以外5m以上
設置場所	・ 道路を横断する場合、交通幹線道路以外の盛り場等 ・ 上記以外の場合、公益上必要なもの	・ 道路を横断する場合、交通幹線道路以外の盛り場等 ・ 上記以外の場合、公益上必要なもの	・ 道路を横断する場合、交通幹線道路以外の盛り場等 ・ 上記以外の場合、公益上必要なもの

## (アーケード添加広告物)

	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・ 下端：2.5m以上	・ 下端：2.5m以上	・ 下端：2.5m以上
規格	・ 縦0.5m以下かつ横1.5m以下 ・ 同一商店街で規格統一	・ 縦0.5m以下かつ横1.5m以下 ・ 同一商店街で規格統一	・ 縦0.5m以下かつ横1.5m以下 ・ 同一商店街で規格統一

## (6) 電柱・街灯柱等を利用する広告物（電柱広告）

## (巻付広告)

	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・ 下端：1.2m以上 ・ 上端：3.2m以下	・ 下端：1.2m以上 ・ 上端：3.2m以下	・ 下端：1.2m以上 ・ 上端：3.2m以下
面積	・ 1㎡以内	・ 1㎡以内	・ 1㎡以内

## (袖看板)

	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・ 下端：歩道上2.5m以上、歩道以外4.5m以上	・ 下端：歩道上2.5m以上、歩道以外4.5m以上	・ 下端：歩道上2.5m以上、歩道以外4.5m以上
規格	・ 縦1.2m以下かつ横0.5m以下	・ 縦1.2m以下かつ横0.5m以下	・ 縦1.2m以下かつ横0.5m以下
設置方法	・ 歩道中央から車道寄りの部分又は車道に設置する場合は、道路の外側に向けた設置 ・ 同一物件に1件	・ 歩道中央から車道寄りの部分又は車道に設置する場合は、道路の外側に向けた設置 ・ 同一物件に1件	・ 歩道中央から車道寄りの部分又は車道に設置する場合は、道路の外側に向けた設置 ・ 同一物件に1件

## (7) アドバルーン

	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
規格	・ 気球の直径3m以下 ・ 添加装置の長さ1.5m以下かつ幅1.5m以下 ・ 地上から気球まで4.5m以下	・ 気球の直径3m以下 ・ 添加装置の長さ1.5m以下かつ幅1.5m以下 ・ 地上から気球まで4.5m以下	・ 気球の直径3m以下 ・ 添加装置の長さ1.5m以下かつ幅1.5m以下 ・ 地上から気球まで4.5m以下
期間	・ 1月以内	・ 1月以内	・ 1月以内
設置方法	・ 常時監視員を置く ・ 風速5m以上の強風のときは掲揚しない	・ 常時監視員を置く ・ 風速5m以上の強風のときは掲揚しない	・ 常時監視員を置く ・ 風速5m以上の強風のときは掲揚しない

(8) サインポール

	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・ 下端：4.5 m以上	・ 下端：4.5 m以上	・ 下端：4.5 m以上
規格	・ 縦、横 2 m以下	・ 縦、横 2 m以下	・ 縦、横 2 m以下

(9) LRT停留場及びバス停留所上屋等利用広告物

	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
表示方法	・ 交通安全の妨げとなる構造、素材、位置、装置等は不可。	・ 交通安全の妨げとなる構造、素材、位置、装置等は不可。	・ 交通安全の妨げとなる構造、素材、位置、装置等は不可。

## 8 広告物の解釈

広告物の種類	解 釈
広 告 板	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に建植され又は建築物その他の物件に取り付けられ、広告表示面が板状であるものをいう。
広 告 塔	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に建植され又は建築物その他の物件に取り付けられ、広告表示面を含め、その構造が多角柱、円柱等の立体構造であるものをいう。
壁 面 広 告 物	建築物の外壁面を利用して設置し、又は外壁面に表示されたものをいう(壁面突出広告であるものを除く。)
壁 面 突 出 広 告 物	建築物の外壁面から突き出して取り付けられる広告板等をいう。
は り 紙	紙等に印刷又は手書きされたもので、建築物その他工作物等に、押しピン、テープ、糊等により貼りつけられたものをいう。
は り 札	ベニヤ板、プラスチック板、ボール紙等の簡易な材質の板に紙を貼ったもの又は木、金属等の板に直接塗装したものを、建築物その他工作物等に、ひも、針金等でつるし、又はくり付ける等容易に取り外すことができる状態で取り付けられたものをいう。
立 看 板	木枠、ベニヤ板、プラスチック板等の軽易なものに紙張り若しくは布張りし、又は木、金属等の板に直接塗装したものを、容易に取り外すことができる状態で立て、又は建築物その他工作物等に立てかけられ、又は針金等で取り付けられているものをいう。
置 看 板	金属、合成樹脂等の材料を使用して作成されたもので、土地に置いて表示されるものをいう。
の ぼ り 旗	木、合成樹脂等の竿に布等を取り付けて作成されたもので、単独で立てられ、又は建物、工作物及びその他の物件に取り付けられたものをいう。
広 告 幕	木、金属、合成樹脂等の竿に布を付けたもので、針金等で建築物その他の物件に取り付けられ、その布を利用して表示されるものをいう。
ア ー チ	道路上空を横断するアーチ状の工作物に広告を表示するものをいう。
ア ー ケード 添 加 広 告 物	公共用歩廊に懸架並びに設置されるものをいう。
電 柱 広 告	金属、合成樹脂等の材料を使用して作成されたものを、電柱、街灯柱に巻き付けて表示するもの(巻付広告)及び物件を装置して表示するもの(袖看板)をいう。
車 両 広 告	電車、バスその他の車両の外表面を利用して広告内容を表示するものをいう。
アドバルーン	気球を利用して表示するものをいう。 なお、アドバルーンについては、自家用広告物の扱いはしない。
サインポール	標識柱(道路標識柱を除く。)を利用して、それに付帯する形で表示されるものをいう。

## 9 手数料の金額

### 屋外広告物手数料(略表)

計 算 単 位		手 数 料
区 分	単 位	(円)
電柱広告、のぼり旗	1本につき	310
立看板、置看板、 広告板、広告塔、 広告幕等	面積 1㎡未満	420
	面積 1㎡以上 2㎡未満	630
	面積 2㎡以上 5㎡未満	1,050
	面積 5㎡以上 8㎡未満	1,580
	面積 8㎡以上 10㎡未満	2,100
	面積10㎡以上 15㎡未満	3,160
	面積15㎡以上 20㎡未満	4,740
	面積20㎡以上 25㎡未満	6,320
	面積25㎡以上 30㎡未満	7,900
	面積30㎡以上 40㎡未満	9,480
	面積40㎡以上 50㎡未満	11,000
	面積50㎡以上 60㎡以下	12,600
	面積60㎡を超える5㎡毎に加算する額	1,580
ア ー チ 類	1件につき	3,160
ア ド バ ル ー ン	10日以内のもの1ヶにつき	1,580
	11日以上のもの1ヶにつき	3,160
特殊装置のもの (ネオンサイン、 イルミネーション等)	面積 1㎡未満	420
	面積 1㎡以上 2㎡未満	630
	面積 2㎡以上 5㎡未満	1,260
	面積 5㎡以上 10㎡未満	2,100
	面積10㎡以上 15㎡未満	3,790
	面積15㎡以上 20㎡未満	6,320
	面積20㎡以上 25㎡未満	7,900
	面積25㎡以上 30㎡未満	9,480
	面積30㎡以上 40㎡未満	11,000
	面積40㎡以上 50㎡未満	12,600
	面積50㎡以上 60㎡以下	15,800
	面積60㎡を超える5㎡毎に加算する額	1,580
は り 紙	100枚につき	310
は り 札	10枚につき	520

※特殊装置のもの…表示の方法がネオンサイン、イルミネーションその他光源を用いる装置

**お問合せ先**

**上三川町都市建設課都市計画係**

**TEL0285-56-9140**